

これまでの指定企業

これまで企業立地促進条例では、平成17年度から令和7年度までに8社9施設を指定し、奨励金を交付しました。本制度では、多摩市内への事業所の開設のみならず、市との連携や地域とのつながりなどにより新たな産業や、事業の多様性が生まれることを期待した制度として定期的に改正しています。

指定企業名	指定年月
株式会社グリーン・ワイズ	平成17年 5月
SCSK株式会社	平成19年 5月
京西テクノス株式会社	平成19年11月
KDDI株式会社	平成20年 5月
JUKI株式会社	平成21年11月
株式会社きらぼし銀行	平成23年 5月
株式会社野村総合研究所	平成24年 8月
株式会社長谷工コーポレーション	平成30年 3月
KDDI株式会社	令和2年 2月



コラム - 多摩市に事業所を開設したことのメリットをお聞きしました -

■防災面/コスト面

多摩丘陵の地盤の強さから災害時には都心の本社機能を市内事業所へ移し、市内事業所を拠点化することも検討しており、そのための備蓄も進めています。

また、市内事業所の建築にあたっては、多摩市の地盤がしっかりしていたため、他の地域で同規模の事業所を建築する場合に比べ、工期を短縮できコスト面で軽減を図ることができました。

■人材面

市周辺の大学を中心に、当社の研究施設を活用いただいています。当社社員にも周辺大学の講師を務める者もあり、産学連携の拠点にもなっています。

■アクセス面

市内事業所への交通アクセスも良好で、当社研究員の市外からの往来も盛んです。



平成30年奨励企業指定
株式会社長谷工コーポレーション
長谷工マンションミュージアム
江口館長

お問い合わせ

多摩市 経済観光課 商業観光担当

〒206-8666 東京都多摩市関戸6-12-1

TEL: 042-338-6830 FAX: 042-337-7659



くらしに、
いつも
NEWを。



SEISEKI
SAKURAGAOKA



多摩市
企業立地
ガイド



TAMACENTER



MINAMI-TAMA
ONEKANSEN ROAD

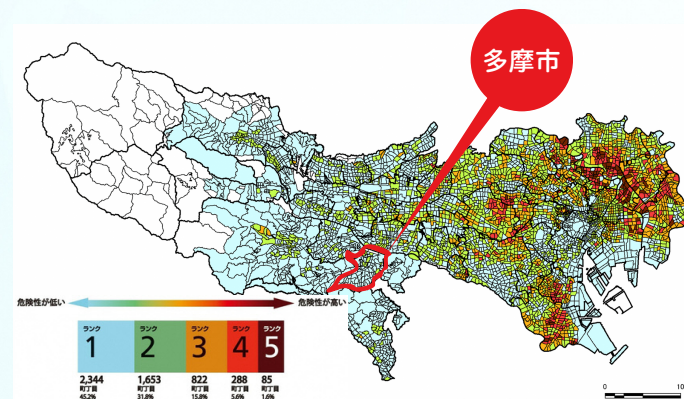
交通利便性に優れ、過ごしやすいまち

- 新宿から直通電車で約30分です。
- 多摩センター駅は、京王線・小田急線・多摩都市モノレールが乗り入れ、駅周辺は電線の地中化を行うなど、景観に配慮した街づくりが進むほか、商業施設、公共施設（公園・図書館・複合文化施設）が集積しています。
- 聖蹟桜ヶ丘駅周辺は、駅周辺の再開発が進み、住宅や新たな多摩川沿岸の活用も進んでいます。
- 永山駅は、京王線・小田急線が乗り入れ、複数のバス路線も整備されており、近隣エリアへのアクセスも良好です。
- 南多摩尾根幹線道路の4車線化とリニア中央新幹線の開通により、多摩ニュータウン周辺地域の交通利便性が更に向上し、業務・商業機能の立地優位性が高まると期待されています。



災害に強いまち

- 多摩丘陵の中央に位置し、海岸や河川から離れています。
- 津波や洪水等の浸水被害や沿岸部一帯が抱えている液状化の心配がありません。
- 東京都の「地震に関する地域危険度測定調査」では、市内のほとんどの地域が、各種危険度判定で最も危険性が低いとされる「ランク1」に区分されています。
- 地盤の強さは事業所建築にもメリットがあります。



※出典：東京都「地震に関する地域危険度測定調査」

宿泊施設の立地に適したまち

- **観光** 多摩センター駅周辺は、世界的に知名度の高いアミューズメントパークや、商業施設、劇場、映画館のほか、博物館、ミュージアムなどの文化施設が集積しています。聖蹟桜ヶ丘駅周辺は、まちの歴史を感じることができる史跡が多く残り、日常的に国内外から観光目的の来街が多いため観光客向けの宿泊需要があります。
- **ビジネス** 市内には、多くのオフィス及び事業所が立地しており日常的な会議、研修、セミナー利用の来街が多いためビジネスマン向け宿泊需要があります。
- **学園都市** 市内4つの大学のほか、電鉄・モノレールの3私鉄には複数の乗り換え駅となっている多摩センター駅周辺では、近隣の多くの大学生が利用し、大会、学会、試験会場などの来街が多いため、学生や、社会人の宿泊需要があります。

進出企業必見！立地奨励制度

企業立地促進条例／制度概要



多摩市内に進出する企業などを奨励し、事業所の立地、雇用の確保や拡大をすることで、地域経済の発展・市民生活の向上に寄与することを目的として、大企業だけでなく中小企業も対象とした制度を設けています。

対象エリアは多摩市内全域です。本社施設、宿泊施設、省エネルギー性能優良施設に対しては、一般奨励金を優遇して交付します。また、事業所等の開設にあたり新築・中古・市内移転・増築に対応し、さらに中小企業にはそれぞれの要件を緩和し、活用しやすくなっています。

新たに取得した土地、家屋、償却資産に係る固定資産税・都市計画税に相当する額を交付します！

新たに開設する場合	中古資産を取得して開設する場合	市内で移転して開設する場合	増築して開設する場合
<ul style="list-style-type: none"> 本社施設 宿泊施設 省エネルギー性能優良施設 	<ul style="list-style-type: none"> 大企業 中小企業 	<ul style="list-style-type: none"> 大企業 中小企業 	<ul style="list-style-type: none"> 市内中小企業
①最大1.5億円交付 ②最大100/100交付 ③最長10年間交付 <small>※上記施設以外は、交付上限1億円 ※宿泊施設以外は、最長5年間交付</small>	①最大1億円交付 ②最大80/100交付 ③最長5年間交付 <small>※中古資産を取得した場合、施設の常用雇用者数に応じた交付期間を設け、物件に係る投下固定資産額の要件緩和</small>	①最大1億円交付 ②最大80/100交付 ③最長3年間交付 <small>※中小企業に限り、物件に係る投下固定資産額を1.5億円以上に緩和</small>	①最大1億円交付 ②最大80/100交付 ③最長3年間交付

宿泊施設の誘致を強化しました！

①客室数（対象） **30室以上** + ②常用雇用者数（下限） **5人** + ③奨励金交付対象期間（最長） **10年** + ④奨励金額（年間上限） **1.5億円**



宿泊施設の客室数に応じて、指定要件（常用雇用者数）を緩和し、奨励金の交付期間を最大10年間に改正しました。客室数30室以上の小規模施設や、主たる施設と一体的な利用に供する施設も対象としています。

東京都企業立地相談センターによるインタビュー記事もご覧いただけます！

